

ふじのくに静岡県 Go To Eat キャンペーン

ゴー・トゥー・イート

キャンペーン内容

8,000円で10,000円分
のお食事ができる!!

食事券1冊(1,000円×10枚)を8,000円で販売

使用期間

令和2年

10月26日(月)

～

令和3年
3月31日(水)

お得に
コハツを
食べよう!

静岡県の
飲食店・生産者を
支えます!!

2,000円分の
プレミアム付!!

食事券
発行総額
100億円!!

加盟飲食店募集!

募集期間

令和2年10月1日(木)～
[午前10:00]

応募方法 (①または②)

① ホームページから

<https://premium-gift.jp/fujinokunigotoeat/>
申込みフォームへ必要事項を入力の上、ご応募ください。

② 専用登録申請書をFAX

上記HPよりダウンロードし必要事項を記入の上、FAXにてお送りください。

「ふじのくに静岡県Go To Eat事務局」

FAX:054-204-2302

募集対象

以下の条件を満たす静岡県内の飲食店

- 日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店(主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店)であり、かつ、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ていること。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていないこと。
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組み、店頭で掲示すること。

対象飲食店

食堂、レストラン
専門料理店(日本料理店など)
そば・うどん店
すし店
酒場、ビヤホール
喫茶店
オーセンティックバー
など

対象外

(店内飲食をメインとしないもの)
デリバリー専門店
持ち帰り専門店
移動販売店舗(キッチンカー)
カラオケボックス
【接待・遊興を伴うもの】
キャバクラ、ショーパブ、ガールズバー
ホストクラブ
スナック・料亭(接待を伴うもの)
など

●事務局にて登録審査を行います。

●商店街・組合・大規模小売店舗・チェーン店等、一括で登録希望の方は別途ご案内させていただきますので、コールセンターまでお問合せください。

●登録するためには条件がございます。詳しくはHPにてご確認ください。

詳しくは専用ホームページへ
<https://premium-gift.jp/fujinokunigotoeat/>

ふじのくに静岡県Go To Eatキャンペーン

検索

お問い合わせ

ふじのくに静岡県Go To Eat専用コールセンター
0570-00-5223

受付時間 月～金 10:00～17:00 ※土・日・祝日は受付しておりません。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、予告なく内容が変更となる場合がございます。



登録から精算までの流れ

事務局がサポートいたします！

手順
1

加盟店登録申請

WEB・FAXで登録申請いただけます！

手順
2

スターターキットの受取・事前準備

取扱マニュアル、ポスター、ステッカー等が入っています。
掲示等の事前準備をしていただきます。

別途、農林水産省より感染症対策ガイドラインの遵守を宣言するポスターが届きます。こちらは届き次第、掲示をお願いいたします。

手順
3

食事券取扱開始

使用期限等をご確認ください！

手順
4

受け取った食事券の換金請求

締め日は月1回。受け取った食事券と必要書類をお送りいただけ！郵送料の負担なし！

手順
5

事務局より登録口座へ振込

実績確認の後、締め日から約1ヶ月後に指定の口座へ振り込みます。

申請方法

- オンライン申請・様式のダウンロードは下記アドレスまたは右記二次元コードからお申し込みください。



<https://premium-gift.jp/fujinokunigotoeat/>

- FAXでの申請をご希望で、申請書類の様式が必要な場合は、ふじのくに静岡県Go To Eat専用センターへご連絡ください。

※表面参照

食事券を受け取る時の主な注意事項

- 使用期限内であることをご確認ください。
- 食事券が切り離されていないかをご確認ください。
- 食事券には、偽造防止加工が施されています。受け取る前に偽造等されていないかをご確認ください。必要に応じて食事券の見本券と比較してください。

主な参加条件

- 感染症拡大防止策に係る以下の責務等を果たし、感染拡大防止策を徹底する者であること。
 - 感染症対策ガイドラインを遵守すること。
 - ガイドラインを遵守している旨をポスターに記入し店頭などの来店者から見えやすい場所に掲示する等により対外的に公表すること。
 - 行政・自治体からの要請（営業自粛要請・時短営業要請等）に従うこと。
 - 従業員や来店者等に感染症が出たことを把握した場合、その状況を遅滞なく事務局に報告すること。
 - その他、農林水産省が実施する感染症対策等に協力すること。

よくあるご質問

Q. 利用者が800円の飲食代に対し、Go To Eat食事券1,000円分を使って支払った場合、どうすればよいですか？

A. 食事券はお釣りが出ないと明記していますので、お釣りは出さないでください。

なお、精算においては実績確認の後、食事券の額面の金額が事務局より後日振込されます。

Q. 静岡県ではGo To Eatにおいて2つの事業体があるが、登録申請はそれぞれ必要か？

A. インターネットからの申請の場合は、お手数ですがそれぞれ申請が必要です。

書面での申請の場合（FAX）は、どちらか一方の申請で両方の審査・登録が可能です。（申請書において情報提供に同意の場合）

Q. Go To Eat食事券で「支払い対象外」のものはあるか？

A. 本券は「飲食代」が対象となるため、物品（レトルト商品、調味料など）、チケット類（コーヒーチケット、オリジナル食事券など）は対象外となります。詳しくは募集要項を参照ください。

Q. 他のクーポン券（自治体が発行するプレミアム券など）や割引券との併用はできますか？

A. ふじのくに静岡県Go To Eat食事券には併用の制限を設けておりません。他種のクーポン券併用可否については、そのクーポン券発行事業者（各自治体など）にご確認ください。

その他詳細は、ふじのくに静岡県Go To Eatキャンペーンサイトの「募集要項」や「Q&A」をご確認ください。